

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

2018年3月31日現在

■平成30年1月1日～平成30年3月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:18件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月27日	消費者被害防止のため成年年齢引下げに反対する会長声明	佐賀県弁護士会 会長 稲津高大	成年年齢引下げにより、若年層の者が悪徳な詐欺業者に狙われ、消費者被害が表面化することなく拡大していくこととなる。現在の法制度上、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型勧誘」類型の消費者被害につき、取消権等により消費者保護を図る規定はない。未成年者は、「つけ込み型勧誘」の対象になることは明らかであり、この類型につき特別な消費者保護制度がない現状では、未成年者取消権がその役割を果たしているのであり、成年年齢を引き上げるべきではない。
1月12日	成年年齢を18歳に引き下げる民法改正について、消費者被害防止の観点等から反対する意見書	札幌弁護士会 会長 大川哲也	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正に反対する。 現状で成年年齢を引き下げたとき、以下のような強い弊害が想定される。かかる民法改正を行うこと状況にないことは明らかである。 (1)未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれがあること (2)若年者の被害救済が策が講じられていないこと (3)成年年齢の引下げに対する国民の理解が得られていないこと (4)消費者被害以外にも種々の悪影響が想定されること 我が国において成年年齢引下げを検討するのであれば、これによってもたらされる種々の問題点、なかでも弊害が直截的・具体的である消費者被害については、その防止や救済の具体的施策が実施され、その効果を十分に浸透させることが大前提である。 当会は、成年年齢を引き下げる民法改正について、強く反対するものである。
1月12日	消費者契約法改正についての意見書	札幌弁護士会 会長 大川哲也	消費者契約法の改正に向けて、消費者庁から2017年8月21日付で「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」は、消費者保護に関する法制度を前進させるものとして一定の評価ができるものであるが、以下の内容が盛り込まれていない点において未だ不十分であると言わざるを得ない。 以下の内容についても早急に検討して必要な法改正を実現するべきである。 1. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型について、高齢者、若年成人、障害者等の知識、経験及び判断力の不足を不当に利用して不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合に当該契約を取り消し得る旨の規定を設けるべきである。 2. 消費者に対して消費者契約の内容に関する必要な情報の提供に努めるべき事業者の義務について、考慮すべき要因となる消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」を含める旨の規定を設けるべきである。 3. 約款を使用した消費者契約について、事業者において消費者が契約締結前に契約条項(新民法第548条の2. 以下の「定型約款」を含む。)をあらかじめ認識できるよう努めなければならない旨の規定を設けるべきである。
1月16日	戸建住宅の契約に関する問題点と要望	一般財団法人 日本消費者協会 理事長 松岡萬里野	当協会には、以下のような宅地建物取引に関する法律、消費者契約法等に抵触すると思われる相談が多く寄せられている。勧誘時の行為に問題が多いと考えており、適切な事業者指導を要請する。 ・案内された物件はネット検索の結果、他社物件と判明したもの。 ・希望の建物は隣が暴力団関係者と説明されたが、実際は違っていたというもの。 ・他の客も来ていると契約をせかすもの。 ・根拠が設定されていることに説明がないもの。 ・長時間の拘束や食事をさせないもの。 ・ATMで手付金を引き出させるもの。 ・保育園の入園が簡単にできる(実際には入園困難)と他県の物件の契約を急かすもの。 ・説明が違ふと解約を求めたところ、手付金の返還を拒み、更に仲介手数料、解約違約金20パーセントの請求がきたというもの。 ・解約にあたり請求金額を支払わなければ訴訟を起こすと告げるもの。

1月19日	消費者トラブル防止に関する要望書 ～消費者トラブルなんでも110番を実施して～	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)	<p>1. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるつけ込み型勧誘に取消しを「消費者契約法」に、合理的な判断をすることができない事情を生み出すつけ込み型勧誘の誤認取消の再考を求めます。</p> <p>2. 美容医療サービスについて、特定継続的提供型類型としたことを評価する。今後、この分野でトラブル状況を鑑み規制対象を拡大してほしい。美容医療サービスの特性を考慮し、医師は契約前に消費者に対し、十分なインフォームドコンセントをすることを求めます。特に契約者の年齢を確認するような対策などについて調査し、建議してください。</p> <p>3. モデル・タレント事務所の仕事提供型の物への規制強化をトラブルについて調査し、建議してください。</p> <p>4. 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因として「当該消費者契約の目的となる物について知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」などが含まれること事業活動する際の考慮すべき要因について実態を調査し、安全な制度になるようにしてください。</p> <p>5. 資金移動手段として利用の始まった「仮想通貨」に係る被害発生状況を注視し、救済手段を検討いただきたい。また、相談が多様化している各種決済手段の利用に係る安全・安心な社会の構築に向けて調査を行い、建議することを求める。</p> <p>6. 身近になった一方で、取引を誘導したり、フェイクニュースが流れることもあるSNSについて調査を行い、前向きな方向性、規制すべき方向性等を示していただきたい。</p>
2月14日	「消費者契約法専門調査会報告書」に関する意見書	熊本県弁護士会 会長 宮田房之	<p>&lt;消費者契約法専門調査会報告書における消費者契約法の改正に関する規定案についての意見&gt;</p> <p>1. 消費者に対する配慮に努める義務 規定案に賛成であるが、条項使用者不利の原則について明文化するべきである。</p> <p>2. 消費者に対する情報提供に努める義務 規定案に賛成であるが、考慮要素に「年齢その他の特性」も付加すべきである。また努力義務にとどまらず、法的義務として明文化されることも検討されるべきである。</p> <p>3. 不利益事実の不告知 規定案に賛成であるが、不利益事実の不告知が利益事項と相まって不実告知と同視できるような場合には、故意なくして取消しできるものとするべきである。また、主観的要件を削除するのであれば、先行行為要件は、削除すべきである。</p> <p>4. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型 規定案に賛成であるが、事業者が認識している場合のみならず、事業者が認識可能な場合にも取消しを可能とすべきである。</p> <p>5. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型 規定案に賛成であるが、「・・・関係を維持することができない旨を告げること」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」等と改めるべきである。</p> <p>6. 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加 いずれの規定案にも賛成するが、規定案「3(3)」については、対象範囲を、契約上の義務の履行に限らず、それに必要な準備行為など契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきであり、規定案「3(3)(4)」いずれについても「強引に」という文言は削除すべきである。</p> <p>7. 不当条項類型の追加 いずれの規定案にも賛成であるが、規定案「4(1)」について、「のみ」という文言は削除すべきである。また、規定案「4(2)」について、事業者の決定権限付与条項にとどまらず、事業者の解釈権限付与条項についても無効とする規定を設けるべきである。さらに、サルベージ条項については、例外なく無効とすべきである。</p> <p>8. 「平均的な損害の額」の立証に関する規律 賛成であるが、「平均的な損害の額」およびこれを「超えないこと」の立証責任を負担することを明文化することを継続して検討するべきである。</p> <p>&lt;規定案に盛り込まれなかった項目に対する意見&gt;</p> <p>1. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(いわゆる「非作出型つけ込み型」)について 「消費者が、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障がいによる判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といった規定を速やかに導入すべきである。</p> <p>2. 約款の事前開示について 約款を使用した消費者契約について、事業者において消費者が契約締結前に契約条項(改正民法548条の2以下の「提携約款」を含む。)をあらかじめ認識できるよう努めなければならない旨の規定を設けるべきである。</p> <p>3. 不当条項の類型の追加について 軽過失による人身損害の賠償責任の一部を免除する条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。</p>

2月19日	成年年齢を18歳に引き下げる民法改正法案に反対する会長声明	埼玉弁護士会 会長 山下茂	<p>成年年齢の引下げに伴い予想される、18、19歳の若年者の消費者被害の拡大防止の具体的措置は講じられておらず、この現状において成年年齢を引き下げることには反対である。</p> <p>成年年齢を引き下げること、これまで未成年者取消権により保護されていた18、19歳の若年者について未成年者取消権を喪失させることになり、ひいては消費者被害を拡大させることにつながる危険がある。</p> <p>若年者に対する消費者被害増加を防止するためには、若年者に対するより一層の消費者教育の拡充が重要であるが、この点も、現時点では、施策の実施は不十分である。</p> <p>また、内閣府世論調査によれば、一人で契約ができる年齢を18歳に引き下げることに対する意見が、平成20年が78.8%、平成25年が79.4%であり、国民の意識は大多数が反対している状況である。</p> <p>政府は、成年年齢引下げに伴い、つけ込み型勧誘による契約の取消権を消費者契約法に設ける者としているが、不安をあおる告知や断りにくい関係を事業者が作出してつけ込む類型に限定されており、消費者の判断能力等の不足につけ込む類型は含まれていない。</p> <p>したがって、当会としては政府が提案する成年年齢の引下げ法案に反対である。</p>
2月21日	「消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子」に対する意見	<p>消費者契約法の改正を実現する連絡会 世話人 飯田秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤陽児(愛知県弁護士会) 野々山宏(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 土井裕明(滋賀弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西) 佐々木幸孝(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本)</p>	<p>消費者庁は、2018年2月2日、自民党消費者問題調査会において、「消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子」(以下「本骨子」という。)を示し、これによって消費者契約法の改正法律案の内容が明らかになりました。</p> <p>当連絡会としては、まず今後も消費者庁内等において法文化が進められ、消費者被害の救済に資する改正が早期に実現することを求めるものです。</p> <p>しかしながら、本骨子で示された改正法律案の中には、本答申の趣旨を十分に踏まえていない内容が含まれています。改正手続にあたっては、以下のとおり、本骨子に対して下記の3点について必要な修正がなされることを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件削除</li> <li>2. 法9条1号の「平均的な損害の額」に関する推定規定の導入</li> <li>3. 状況利用のつけ込み勧誘に関する取消権の導入</li> </ol>
2月22日	消費者契約法の改正についての意見書	東京弁護士会 会長 淵上玲子	<p>消費者契約法の改正にあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者の知識・経験・理解力・判断力等の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合に(つけ込み型の勧誘)に、消費者の取消権を認めるなど、広く救済を認めるべきである。</li> <li>2. 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」を含めるなど、広く弱い消費者に配慮すべきである</li> </ol>
3月2日	消費者契約法の一部を改正する法律案にかかる意見	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 理事長 朝見行弘	<p>2018年3月2日「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、消費者契約法の改正案(以下、「本改正案」という。)が国会に提出された。本改正案には、消費者委員会の答申の趣旨を十分に踏まえたものとはいえない点も見受けられ、当機構としては、国会審議を通じ、次のとおり、所要の修正がなされることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに規定される2つの困惑類型(本改正案第4条第3項第3号及び第4号)における要件としての「社会生活上の経験が乏しいこと」を削除又は修正すべきこと</li> <li>2. 消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害の額」につき、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者を生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合につき、「当該事業者を生ずべき平均的な損害の額」と推定するものとする規定を定めるべきである。</li> <li>3. 合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型(消費者契約法第4条第3項)として、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乗じた勧誘行為を追加すべきである。</li> </ol>

3月9日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する会長声明	大阪弁護士会 会長 小原正敏	2018年3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)について閣議決定がなされた。本改正案の審議にあたっては、下記のとおり、内閣府消費者委員会の2017年8月8日付答申(以下、「委員会答申」という。)及び当会の意見の趣旨を十分に踏まえた審議・改正をされるよう求める。 1. 高齢者や若年者などの判断力の不足等に乗じてこれらの者に対して過大な不利益を生じさせる契約の勧誘行為が行われた場合に対する取消権を付与すべき規定を設けるべきである。 2. 困惑類型として設けられた2つの勧誘行為のいずれについても、「社会生活上の経験に乏しいことから」が付与された。この文言は削除するか、「判断力又は社会生活上の経験が乏しいこと」という修正がなされるべきである。さらに、上記の文言に加えて「過大な」等の限定要件は削除すべきである。 3. 本改正案には、消費者契約法第9条1号の「平均的な損害の額」に関して、消費者の立証責任軽減のための推定規定が含まれていない。この推定規定を立法化しないということは、委員会答申の趣旨を大きく損なうものと言わざるを得ない。推定規定を導入すべきである。
3月13日	若年者の消費者被害対策を欠いた民法の成年年齢引下げに反対する会長声明	兵庫県弁護士会 会長 白承豪	民法の成年年齢の引下げについては、若年者への消費者被害拡大を防止するための十分な施策の準備と、時間をかけた国民的議論を経た上で決定していく必要があると考えているところ、これらが実現していない現時点においては、若年者の消費者被害対策を欠いたものとして、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに反対する。
3月14日	消費者契約法の一部を改正する法律案についての会長声明	東京弁護士会 会長 淵上玲子	東京弁護士会では、2018年2月21日付けで、「消費者契約法の改正についての意見書」を提出したところ、政府は2018年3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案(以下、「本改正案」という。)を閣議決定した。しかしながら本改正案は、次のとおり修正が行われるべきである。 1. 「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件は削除すべきである 2. つけ込み型不当勧誘行為における取消権を導入すべきである
3月16日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する意見	内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山宏	平成30年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「法案」という。)が第196回国会(常会)に提出されました。当NPO法人としては、今後法改正の手続が進められ、消費者被害の救済に資する改正が早期に実現することを求めるものです。しかしながら、法案には、内閣府消費者委員会の消費者契約法(平成12年法律第61号)の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等についての答申(平成29年8月8日付け)の趣旨を十分に踏まえていない内容が含まれています。そこで、今後、法案を成立させる過程において、下記の3点について修正がなされることを求めます。 1. 「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件削除 2. 法9条1号の「平均的な損害の額」に関する推定規定の導入 3. 状況利用型のつけ込み勧誘に対する取消権の導入
3月16日	いわゆる「ファクタリング」方式を利用した個別信用購入あっせんの適正な規制を求める意見書について	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	1. 経済産業省は、販売業者が購入者等に対し取得する割賦販売債権を、あらかじめ提携関係にある債権買取り業者に対し購入者等の異議なき承諾を付して直ちに債権譲渡し、当該債権買取り業者においてその債権回収業務(以下「ファクタリング」という。)を行う取引は、割賦販売法の個別信用購入あっせんの定義に該当することを周知徹底すべきである。 2. 経済産業省は、ファクタリング取引を業として行っている事業者に対し、速やかに取引実態の調査把握を行った上で、割賦販売法に基づく適正な規制を行うべきである。 3. 経済産業省は、ファクタリング取引を業として行っている事業者において、過剰与信防止義務(割賦販売法35条の3の3、同条の3の4、不適正与信防止義務(同条の3の5、同条の3の7)の履行が確保されるよう、現行法の解釈を明確化すべきである。
3月20日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	今般閣議決定された「消費者契約法の一部を改正する法律案」について、以下意見を申し述べます。 1. 本法律案の今通常国会での成立を求めます 2. 「つけ込み型勧誘への取消権付与」の論点に関して、法律案第4条3項三号・四号の「社会生活上の経験が乏しいことから、」という文言の削除を求めます 3. 今後の課題として以下の対応を求めます (1)「平均的損害額の立証に関する推定規定」の措置 (2)幅広い受け皿となる取消権として、より一般的な「つけ込み型勧誘への取消権」の措置 4. 今後の課題については附則・附帯決議に明示し、時限を区切って次の改正につなげていただくことを求めます

3月23日	「消費者契約法の一部を改正する法律案」にかかる会長声明	福岡弁護士会 会長 作間功	<p>当会は、2017年9月13日、「消費者契約法の改正に係る意見」を公表しているところ、今後の消費者契約法改正案(以下、「本改正案」という)の審議にあたって、以下のとおり、内閣府消費者委員会答申及び当会の意見の趣旨を十分に踏まえた所要の修正がなされることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 困惑類型の追加 「つけ込み型」勧誘行為に対する消費者の取消権を追加すべきである</li> <li>2. 「社会生活上の経験が乏しいこと」という要件の修正 本改正案については、「社会生活上の経験が乏しいこと」との文言は削除すべきであり、あるいは少なくとも「社会生活上の経験又は判断力が乏しいこと」との文言に修正されるべきである。</li> <li>3. 「平均的な損害の額」の立証について 本改正案においては、推定規定を導入すべきである。</li> </ol>
3月28日	消費者契約法の一部を改正する法律案に関する会長声明	京都弁護士会 会長 木内哲郎	<p>2018年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)が閣議決定された。本改正案は、意思表示の取消しの対象となる困惑類型や無効となる不当条項を新たに追加する点では、評価できるものである。</p> <p>本改正案の審議において、「社会生活上の経験が乏しいことから」との文言を削除するか、あるいは「又は判断力の不足から」との文言を加え、高齢者も救済可能な規律であるということを明確にすべきである。</p> <p>また、内閣府消費者委員会の消費者契約法の規律の在り方についての答申(以下、「本答申」という。)では、消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」について消費者の立証責任の負担を軽減するための推定規定の導入が提言されていたところ、本改正案にはこの推定規定が含まれていない。</p> <p>この推定規定の導入は、速やかに行われる必要があるものであり、本改正案で導入することができない課題があるのだとすれば、その課題を明らかにし、直ちに必要な検討を開始すべきである。</p> <p>さらに、本答申では、早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として、高齢者や若年成人、障害者などの判断力の不足を不当に利用して過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における取消権についての付言がなされていたが、本改正案ではこのような取消権も立法化されなかった。</p> <p>限られた場面ではなく、判断力の不足を不当に利用して過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合を広く救済することができる取消権を、消費者契約法の規律として直ちに導入すべきである。</p>

<食品表示関係:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月9日	真に消費者の選択に資する分かりやすい遺伝子組換え表示制度を求めます	主婦連合会 会長 有田芳子	<p>遺伝子組換え表示制度の見直しについて、報告書が取りまとめられようとしているが、この検討会において消費者は、現行制度のわかりにくさ、限定的義務表示範囲による消費者の誤解等が、解消・軽減される方向で議論が進むことを期待していたところ、真に消費者の選択に資する表示制度の実現には程遠いものとなっており、大変遺憾である。国際的に、事業者が求められている食に対しての情報公開に応える流れであるのに、今回の取りまとめの方向性は、世界の潮流に立ち遅れていると危惧する。</p> <p>消費者の選択に資する表示制度となるよう、以下の意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺伝子組換え表示義務付けの範囲を撤廃し、社会的検証を導入した表示制度に 表示義務のあるものは、8作物33加工食品となっているが、義務対象外の食用油や醤油などの多くにもGMOが使われている。表示されていないため、消費者には分からない。</li> <li>2. 現行の義務表示範囲は、最終製品からのDNA・タンパク質の検出の可否で線引きされているが、社会的検証と科学的検証を組み合わせ運用可能であるため、すべての加工食品を対象とすることを求める。</li> <li>3. 遺伝子組換えでない表示の要件厳格化には賛成</li> <li>3. 遺伝子組換えの意図せざる混入5%以下の表示をわかりやすく 「遺伝子組換え×%以下」といった、明快でわかりやすい表現にすることを求める。</li> <li>4. パブリックコメントにかけ、広く意見を収集してください</li> <li>5. 混入率ライン引き下げの検討を</li> </ol>
3月12日	要望書(遺伝子組換え表示制度)	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<p>消費者庁は、遺伝子組み換え表示制度に関する検討会について、3月14日の検討会をもって報告書を取りまとめる予定となっているが、その内容は、多くの消費者・消費者団体の強い意向である表示制度の拡大は盛り込まれていない。「遺伝子組換えでない」旨の表示要件を厳しくすることだけが論点になっている。</p> <p>この要件は、消費者庁次長通知の改正のみで、食品表示法に基づく表示基準(内閣府令)の改正を必要としないため、消費者委への意見聴取・パブコメも不要とされている。</p> <p>取りまとめ予定の報告書について、消費者委で関心を持ち、十分な時間をかけて検討していただきたく要望する。また、パブコメも行うよう、消費者庁へ勧告をしていただきたい。</p>
3月16日	遺伝子組換え食品の適正な表示を求める意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	<p>消費者庁の検討会において、遺伝子組み換え表示制度の見直しが検討されているが、現在検討されている案では、表示義務対象範囲などが現状を維持する内容となっており、消費者の誤認を防止するためには極めて不十分である。</p> <p>消費者庁は、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を実現するために、以下のとおり制度の見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品の遺伝子組み換え表示について、GMOを原料とするすべての加工食品に遺伝子組換え表示義務を課すべき。(組換えられたDNAまたはこれによって生じたタンパク質が加工後検出不能であるものも含める。また、GMOが重量割合上位4位以下の原材料に用いられている場合や全重量の5%未満の原材料に用いられている場合を含む。)</li> <li>・加工食品及び生鮮食品の遺伝子組換え表示について、分別生産流通管理がされていない場合で、実質的に遺伝子組換え農産物の割合が非常に高いときには、遺伝子組換えである旨の表示を義務付けるべきである。また、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をする際には、遺伝子組換え農産物が含まれる可能性があることを併記させることを義務付けるなど、消費者が理解しやすい表示とすべき。</li> <li>・分別生産流通管理が確認された農産物について、「意図せざる混入」を現行5%以下としているところ、早期に3%以下までとし、その後、更に0.9%以下とすべき。</li> <li>・「遺伝子組換えでない」旨の任意表示が認められる混入率を、現行の5%以下から0%(検出限界以下)まで引き下げるべき。</li> </ul>
3月16日	要望書(遺伝子組換え表示制度)	食の安全・監視市民委員会 代表 神山美智子	<p>消費者庁は、遺伝子組換え表示制度に関する検討会について、3月14日の検討会をもって報告書を取りまとめる予定となっているが、その内容は、多くの消費者・消費者団体の強い意向である表示制度の拡大は盛り込まれていない。「遺伝子組換えでない」旨の表示要件を厳しくすることだけが論点になっている。</p> <p>この改正は、消費者委への意見聴取・パブコメも不要となる通知の改正だけにとどまるように、消費者庁が図っているのではと消費者団体は危惧している。</p> <p>取りまとめ予定の報告書について、消費者委で関心を持ち、十分な時間をかけて検討していただきたく要望する。また、パブコメも行うよう、消費者庁へ勧告をしていただきたい。</p>

<地方消費者行政関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月23日	国に対して地方消費者行政の一層の充実・強化を求める会長声明	静岡県弁護士会 会長 近藤浩志	<p>消費者庁の平成30年度予算案では地方消費者行政推進交付金が地方消費者行政強化交付金に統合され、金額が昨年度より大幅に縮減されている。多くの地方公共団体の政策判断が必ずしも消費者行政重視に転換していない中で国の支援が縮小されることは、地方消費者行政の財政的基盤の脆弱化、地方消費者行政の後退をもたらす、国民にとって大きな不利益になることは明らかである。</p> <p>消費者庁は、地方消費者行政強化交付金の金額を従前の交付金と少なくとも同程度に維持する努力をし、併せてその用途を拡大して10年程度は継続する制度と明確にすべきである。また国の業務と関連があり全国的な水準を向上させる必要が大きい業務が地方公共団体に担われていることに鑑み、将来的に地方財政法第10条を改正しこうした業務を担う相談員・職員の人件費等の相当割合を国が恒久的に担う制度を設けるべきである。</p> <p>このように財政基盤の強化を図り、地方消費者行政における法執行、企画立案、連絡調整、商品テストを担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国によるさらなる実効性ある支援を強めることが望まれる。</p>
1月29日	地方消費者行政における財政支援に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	<p>都道府県の消費者政策部署へのアンケート結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者庁は今回の交付金減額が自治体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすべき。</li> <li>2. 消費者庁は、平成31年度交付金を少なくとも平成29年度までの水準で確保すべき。</li> <li>3. 国は地方消費者行政に対する恒久的な財政支援を引き続き検討すべき。</li> </ol>
3月2日	地方消費者行政の一層の強化を求める理事長声明	北海道弁護士会連合会 理事長 愛須一史	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国は、平成29年度までの新規事業に適用を限定している「地方消費者行政推進交付金」を、平成30年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう改正し、その実施のために必要となる予算措置を直ちに講じるとともに、同交付金の適用対象を広げ、少なくとも今後10年程度は継続すべきである。</li> <li>2. 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正し、国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。</li> <li>3. 国は、地方消費者行政における法執行等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずべきである。</li> </ol>

<公益通報者保護制度関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月13日	意見書(公益通報)	串岡弘昭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の公益通報者保護法は、内部通報者の実情を反映したものになっておらず、この法の規定では内部通報者を保護することはできないので、法改正を行う必要がある。</li> <li>・現行法の問題点は、公益通報者の保護を民事ルールによって規定していることと、公益通報者にとって不可欠な通報先であるメディアへの通報を困難にしていることである。</li> <li>・内部告発を組織への裏切り行為とする企業風土は残っており、人事権の濫用による通報者への報復が行われるのが現状である。しかし、民事ルールでは通報者への不利益取扱いを事前に抑止する効果はなく、裁判で事業者が敗訴するまで不利益取扱いは継続する。また事業者が敗訴しても、現行法では金銭補償と原状復帰がされるだけである。労基法は労働者の権利侵害に対し刑事罰が規定されている。濫用的な人事権の行使に対しては刑事罰を科すべきである。</li> <li>・現行法は、企業の違法行為は意識的、組織的、計画的、経営者主導であり、違法行為と隠ぺいは表裏一体の関係にあることを見落としている。このような状況で事業者内部に通報しても違法行為は改められず、事業者からの報復を避けつつ公益を守るためには、信頼できるメディアを通じて国民・消費者に知らせることと監督官庁に通報して対応を求めることが必要であるが、現行法はメディアへの通報要件を最も困難なものにしている。</li> <li>・現行法は、内部告発を警戒した経済界の意向が色濃く反映されており、事業者の利益が第一で、公益の回復・実現は二の次になっている。経済界は、虚偽の通報による風評被害やメディアによる無分別な報道の危険性を主張するが、内部通報者の実情やメディアの実態を考えればそのような主張は失当である。</li> <li>・罰則付きの違法行為のみを通報対象事実として通報に係る保護の対象とするのは狭すぎる。また、現行法の規定は事業者への通報を優先しているが、それは違法行為が着手される前の段階に限定し、着手された後は国民や消費者のため外部への通報を優先すべき。</li> <li>・現行法の下では内部通報を受けた事業者が違法行為を内々に処理することが可能となっているが、内々での処理では自らに甘くなるのが常であり、公益の実現のためには国民・消費者の批判や意見にさらされる必要がある。公益に係るような大きな問題は、事業者において内々で処理される可能性を最初から断ち、外部への通報行為が真っ先に保護されなければならない。</li> <li>・内部通報制度が設けられていても、社員がその制度を信用するかは別の問題であり、通報者に対して不利益取扱いをしないことの実績を積み重ねて信頼を得なければ、通報者に内部への通報を期待することはできない。</li> </ul>

<料金・物価関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月25日	都市ガスの料金開示と料金体系に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	<p>全国消費者団体連絡会では、都市ガス自由化によって、選択できる新規参入があることと共に、消費者が適切に選択できるよう標準的な料金メニューが公表されること、また都市ガス料金の低廉化は大変重要であると考えます。</p> <p>そこで、当連絡会では、都市ガスを販売する登録ガス小売事業者の情報開示と料金体系の状況についてアンケート調査を今般実施し、その結果をまとめた。この結果を踏まえてこれまでの都市ガス自由化の状況を振り返り、対応が必要と考えられる課題について以下の意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「平均的な月額料金例」「ガス託送料金相当額」を公表していない事業者に対し、公表するよう指導・推奨すべき。</li> <li>2. 「規制なき独占」が生じないような対応を求める。</li> <li>3. 都市ガスの情報開示と料金体系に関する調査を定期的に実施し、ホームページや審議会での報告などを通じて消費者に情報提供すべき。</li> </ol>



<その他:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月22日	4K8K放送対応テレビにおいてCASを受信機に内蔵しコストを消費者負担とすることに反対します	主婦連合会 会長 有田芳子	4K8KテレビへのCASチップの内蔵および消費者へのコスト押し付けには反対である。 決定の白紙撤回、消費者代表の参加による開かれた議論の場の設置を求める。  4K8K放送に関する昨年12月5日の国会審議や各種の報道によれば、CAS(Conditional Access System、限定受信システム)を内蔵した機器なしには4K8K放送を視聴できない仕組みが、消費者不在のまま、NHKが主導する新CAS協議会において決定された。 CASは、通常のテレビを視聴する消費者にとって必要な機能ではなく、受益者負担の原則によれば、CASの受益者であるNHKや有料放送事業者が費用を負担すべきものである。これにより、優越的地位を有する新CAS協議会の会員であるNHKや有料放送事業者が、有料放送の視聴契約の取引条件を一方的に変更するおそれや、消費者に不要な吊物の購入を強いる点で不当な抱き合わせ販売に該当するおそれがあるなど、独占禁止法上問題があるとの指摘もある。 無料放送および公共放送における4K8K放送は国民の資産である電波を用いて行われる公共的なサービスであるところ、消費者が大きな影響を受ける以上、この問題は消費者を代表する団体を含む適切なメンバーが参加し、開かれた議論によって決定されるべきである。
1月31日	少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることに反対する総会決議(参考送付)	宮崎県弁護士会 会長 小林孝志	少年法の適用対象年齢を引き下げる立法事実はなく、その合理的な理由も見いだせない。むしろ、少年法の適用対象年齢を引き下げること、それまで少年の健全な育成を期することを理念とする少年法の下で手当の対象としていた18歳、19歳の者に対する手当が出来なくなるものであり、かえって再犯率を高めてしまう危険性を含むものである。 今後とも、18歳、19歳の少年の立ち直りの機会が奪われることのないように付添人活動に全力で取り組むとともに、少年法の理念を広く社会に理解してもらう活動を行い、少年法の適用対象年齢の引き下げに強く反対するものである。
2月19日	サブリースを前提とするアパート等の建設勧誘の際の規制強化を求める意書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	1. 国土交通省は、サブリース業者と同一ないし関連会社である建設業者がサブリースを前提とした賃貸住宅の建設を勧誘する場合、建設業者は、建設工事請負契約締結前に、注文主となろうとする者に対し、①借上げ家賃の変動リスク及び借上げ期間の限定ないし中途解約のリスク等に照らして、将来の家賃収入が保証されているものでないこと、②金融機関からの融資完済までの賃貸住宅の維持修繕内容、これにかかる費用、及び請負代金額を含めた投下資本回収のために必要な月額賃料額、③相続税対策として検討する際には、相続税の軽減とともに事業収支の成否を併せて検討する必要があることを説明すべきことを、法令上の義務とすべきである。 2. 賃貸住宅管理業者登録制度を義務的登録制度とする法整備(又は少なくともサブリース業者について義務登録制度とする法整備)を行うとともに、サブリース業者である登録業者に対しては、上記1と同様の説明義務を課すべきである。 3. 金融庁は、銀行法施行規則において、金融機関が賃貸住宅のローン融資に際し、将来的な賃貸物件の需要見込み、金利上昇や空室・賃料低下リスク等を説明すべきことを明記すべきである。
3月15日	「消費者基本計画工程表」改定素案についての意見書について(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	「消費者基本計画工程表」改定素案について、改定素案の項目ごとに意見を表明したもの。
3月19日	4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	建築基準法20条1項4号所定の建築物(以下「4号建築物」という。)に関する安全性を確保するために、建築基準法令を以下のとおり改正すべきである。 1. 建築基準法20条1項4号を改正して同号イに定める方法(仕様規定に適合すれば構造計算が免除される方法)を無くし、4号建築物についても、それ以外の建築物と同様に、常に構造計算を行うべきことを法的に義務付けるべきである。 2. 仮に、同法20条1項4号イに定める方法を残すのであれば、4号建築物に適用される仕様規定(同法施行令36条3項に基づき適用される36条から80条の3までの規定)の定める技術的基準を全面的に改め、構造計算を行った場合と同等以上の構造安全性を確保できるようにすべきである。具体的には、1. 要求値の見直し(垂直剛性を確保するため、施行令46条4項による壁量計算の見直し等)、②建築物に応じた仕様を要求する技術的基準への改正(水平剛性を確保するため、施行令46条3項において住宅品質確保促進法の規定に準ずる床倍率計算の導入等)、③欠如している技術的基準の追加(壁直下率・柱直下率、梁断面性状等に関する規定の新設等)の改正を行うべきである。 3 手続面において、建築基準法6条1項4号所定の建築物についても、建築確認手続及び中間検査・完了検査手続において例外なく構造安全性の審査及び検査を行うものとし、そのため建築確認申請時に構造関係の設計図書の添付を義務付けるべきである。